松江市告示第 248 号

松江市プロジェクト連携支援事業補助金交付要綱(平成 25 年松江市告示第 146 号)の一部 を次のように改正する。

令和5年3月31日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前		
(定義)	(定義)		
第2条 略	第2条 略		
(1) 略	(1) 略		
(2) 製造業 日本標準産業分類(平成25			
年10月改定)に定める大分類に掲げる産			
業のうち、製造業に属するものをいう。			
(3) 企業グループ 市内に事業所を有す	(2) 企業グループ 市内に事業所を有す		
る製造業を主たる事業として営む中小	る製造業を主たる事業として営む中小		
企業者が幹事となり、かつ、複数の <u>中小</u>	企業者が幹事となり、かつ、複数の <u>中小</u>		
企業者、大学、高等専門学校及び公設試	企業者等(中小企業者、大学、高等専門学		
験研究機関(以下「中小企業者等」とい	校及び公設試験研究機関をいう。以下同		
<u>う。)</u> で構成するグループ(当該中小企業	<u>じ。)</u> で構成するグループ(当該中小企業		
者等の会費を主たる財源にしているグ	者等の会費を主たる財源にしているグ		
ループに限る。)をいう。	ループに限る。)をいう。		
<u>(4)</u> 略	<u>(3)</u> 略		
(補助の対象等)	(補助の対象等)		
第3条 略	第3条 略		

略		略		
交付の対	個社では解決困難な共同受発	交付の対	個社では解決困難な共同受発	
象である	注、新製品・新技術開発、人材	象である	注、新製品・新技術開発、人材	
事業の内	育成 <u>又は</u> 販路開拓の課題に対	事業の内	育成 <u>、</u> 販路開拓の課題に対	
容	応するために <u>企業グループで</u>	容	応するために	
	<u>連携して</u> 取り組む研究、研修、		取り組む研究、研修、	
	勉強会等 <u>とする。ただし、この</u>		勉強会等 <u>のプロジェクト連携</u>	
	補助金と同様の趣旨の他の補		事業	
	<u>助金等の交付を受けている場</u>			
	<u>合を除く。</u>			
補助対象		補助対象	補助対象経費は、プロジェクト	
経費	次に掲げる <u>経費と</u>	経費	<u>連携に係る</u> 次に掲げる <u>ものと</u>	
	する。ただし 、消費税及び地方		し、消費税及び地方	
	消費税の額を除く。		消費税の額を除く。 <u>ただし、こ</u>	
			の補助金と同様の趣旨の他の	
			補助金等の交付を受けている	
			場合は、当該補助金等の額を控	
			除した額を補助対象経費とす	
			<u>る。</u>	
	(1)~(5) 略		(1)~(5) 略	
交付の率	補助対象経費の3分の2以内の	交付の率	補助対象経費の3分の2以内の	
又は金額	額(1,000円未満切捨て)とし、	又は金額	額(1,000円未満切捨て)とし、	
	50万円を上限とする。ただし、		50万円を上限とする。ただし、	
	補助金の交付は1年度につき1		補助金の交付は1年度につき1	
	回限りとし、 <u>企業グループの</u> 構		回限りとし、構	
	成員が同じである補助事業者		成員が同じである補助事業者	
	への交付は3年を限度とする。		への交付は3年を限度とする。	
補助事業		補助事業	構成員の2分の1以上が市内の	
者の範囲	次に掲	者の範囲	<u>中小企業者等であって、</u> 次に掲	
	げる要件の全てを満たす企業		げる要件の全てを満たす企業	
	グループとする。		グループとする。	

(1) 構成員の2分の1以上が 市内に事業所を有する中 小企業者等である と。 (2) 市内<u>に</u>事業所<u>を有する</u> 中小企業者が補助事業の 完了時に市税を滞納して <u>いない</u>こと。 終期 令和6年3月31日

(1) 構成員のうち、市内に 事業所を有する中小企業 者が補助事業の完了時に 市税を滞納していないこ と。 (2) 市外<u>の</u>事業所<u>が中心的</u> に 補助事業を 実施しない ____こと。

終期

令和5年3月31日

(事業計画書の審査)

- 第5条 市長は、補助金の交付申請があった ときは、当該申請に係る事業計画書の審査 を必要に応じて別に定める審査会に依頼 することができる。
- 2 市長は、前項の規定により審査を依頼し たときは、当該審査の結果を参考に、当該 申請に係る事業計画書を採択するか否か を決定し、その結果を審査結果通知書によ り申請者に通知するものとする。

(軽微な内容の変更)

第6条 規則第10条第3項に規定する軽微な 内容の変更とは、補助金交付の目的の達成 に支障を来すことのない事業計画の変更 又は補助対象経費の20パーセント以内の 減額の変更とする。

第7条・第8条 略

附則

1 略

(読替規定)

第5条・第6条 略

附則

1 略

(読替規定)

2 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第 2 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第

59条の規定による新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を受けた補助事業者に限り、**第5条第4号**中「市税に滞納がないことが分かる証明書」を「誓約及び同意書」とする。

59条の規定による新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を受けた補助事業者に限り、第7条第4号中「市税に滞納がないことが分かる証明書」を「誓約及び同意書」とする。

附則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。